

横浜環状南線 都市型トンネル施工技術検討会 規約

(目的及び設置)

第 1 条 東日本高速道路株式会社 関東支社 横浜工事事務所(以下「会社」という。)は、横浜環状南線のトンネル区間におけるシールド工法の適用可能性に関する技術検討を実施するため、学識経験者及び専門技術者(以下「学識経験者等」という。)で構成する「横浜環状南線 都市型トンネル施工技術検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討会の業務)

第 2 条 検討会は、次の各号に掲げる事項を審議及び検討する。

- 一 シールド工法を採用した場合のトンネルの施工性・安全性、周辺環境等への影響等に関する技術検討及び評価に関すること。
- 二 最適なトンネル施工方法の提案に関すること。
- 三 その他検討会において必要と認められた事項に関すること。

2 前項に関連して新たな検討事項が発生した場合は、必要に応じて、他の委員会その他において審議及び検討することができる。

(検討会の組織)

第 3 条 検討会は、トンネル施工技術に精通した公正中立な立場にある学識経験者等をもって構成する。

- 2 委員長及び委員(以下「委員等」という。)は、別紙 - 1 のとおりとする。なお、委員等を追加又は変更する場合には、検討会の承認を得るものとする。
- 3 委員等の任期は、検討会の業務が完了するまでとする。
- 4 委員長は、検討会の事務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(検討会の運営)

第 4 条 検討会は、委員長が召集する。

- 2 検討会は、業務を遂行する上で必要と判断される場合は、資料等の提出その他を事務局に求めることができる。

(外部専門家の参加)

第 5 条 検討会は、業務を遂行する上で必要と判断される場合は、特定の事項に関する専門知識を有する者(以下「外部専門家」という。)を検討会に参加させることができる。

(資料等の公表)

第 6 条 検討会における配布資料、議事要旨及び審議結果は、原則として公表とする。ただし、個人情報等公表することが適切でないと判断される資料等については、検討会の了承を得て公表しないものとする。

- 2 検討会の議事要旨は、事務局において作成するものとし、出席した委員等の確認を得なければならない。

(守秘義務)

第7条 検討会の委員等又は外部専門家、若しくはその職にあった者は、個人情報等公表することが適切でない情報その他を漏らし、又は無断使用してはならない。

(事務局)

第8条 検討会の事務は、会社が委託した財団法人 高速道路技術センターにおいて処理する。

(雑 則)

第9条 この規約に定めのない事項については、委員長が検討会に諮って定める。この規約を変更する場合においても同様とする。

附則

この規約は、平成19年12月21日から施行する。

横浜環状南線 都市型トンネル施工技術検討会 名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	所属機関および役職	備 考
委員長	今田 徹	東京都立大学 名誉教授	
委 員	西村 和夫	首都大学東京 大学院 都市環境科学研究科 都市基盤環境工学専攻 教授	
	真下 英人	独立行政法人 土木研究所 道路技術研究グループ トンネルチーム 上席研究員	
	小山 幸則	財団法人 地域地盤環境研究所 東京事務所 所長	
	城間 博通	株式会社 高速道路総合技術研究所 道路研究部 トンネル研究担当部長	